

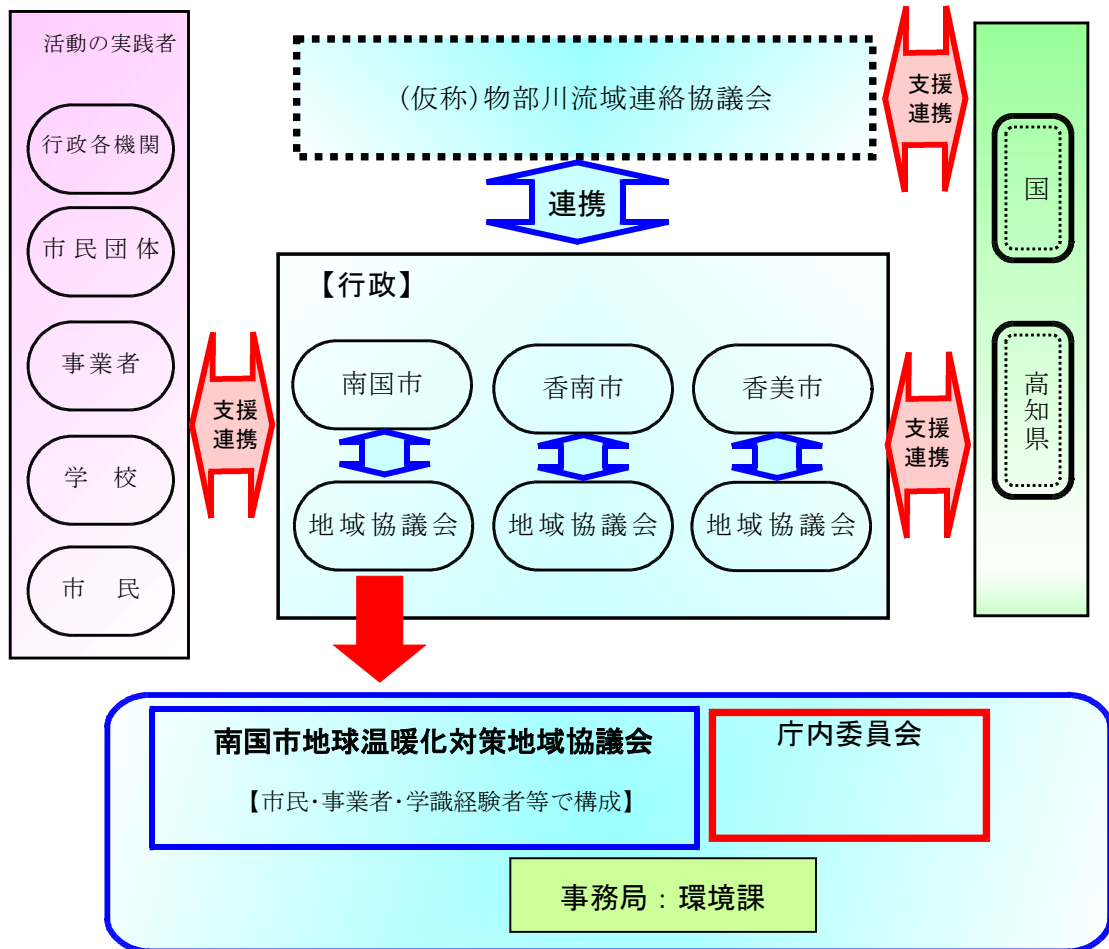
第五章

計画の推進に向けて

第五章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

市民、事業者、行政のパートナーシップのもとにそれぞれが地球温暖化対策の推進を図るべく、以下に示す体制により計画を推進します。



南国市地球温暖化対策地域協議会

- ・市民・事業者・学識経験者等で構成します。
- ・庁内委員会との連携のもとに、施策を実施する立場として庁内委員会の提案内容について審議します。
- ・施策実施に向けて業界や関係団体内での調整を図ります。
- ・PDCA サイクルとスパイラルアップの確認・推進します。

庁内委員会（エネルギー管理委員会等を母体とする）

- ・各部局の代表者で構成し、全庁横断的な内部組織として機能させます。
- ・地球温暖化対策地域協議会との連携のもとに、プロジェクト推進に向けた施策の提案・検討を行います。また、施策実施に向けた関係団体との調整を図ります。
- ・地球温暖化対策地域協議会の審議内容を取りまとめるとともに、最終的な企

画立案を行います。

事務局

- ・地球温暖化対策について地球温暖化対策地域協議会、庁内委員会へ施策提案を行います。
- ・地球温暖化対策地域協議会の運営を行うとともに、国や県、庁内委員会との各種連絡、調整や窓口として機能を持たせます。

(仮称)物部川流域連絡協議会

- ・物部川流域の南国・香美・香南三市が策定した「環境省チャレンジ 25 地域づくり事業」計画と本計画の実行については、それぞれが連携するとともに、実現可能な対策・施策を順次実行し、地球温暖化防止対策を推進していきます。
- ・その推進母体として、市域をこえた流域としての効果的な施策の展開にあたっては、「(仮称)物部川流域連絡協議会」を組織し、三市のそれぞれの組織の連携を図ります。

2. 計画の進行管理、公表及び見直し

①計画の進行管理・公表

(1) 南国市エコプラン実行計画運用状況の点検

本計画は、年度毎の運用状況点検による着実な実施を目指します。なお、本計画の運用に関わる主な点検項目には、温室効果ガス排出状況調査、対策・施策の実施状況調査及び効果の確認が挙げられます。

具体的には、5 年目、10 年目を目処に市民アンケート等を実施し、市民・事業所の進展や動向を調査します。

(2) 温室効果ガス排出状況

本市全域並びに事務事業より排出される温室効果ガス量を毎年度推計・把握するとともに、その成果を市のホームページや広報誌等を通じて定期的に公表するものとします。

(3) 対策・施策の実施状況

温室効果ガス排出量の推計結果から、計画に示した削減目標の達成状況を確認するとともに、各施策の取組状況については、(4)に示す計画の管理手法に基づき点検・評価を行います。

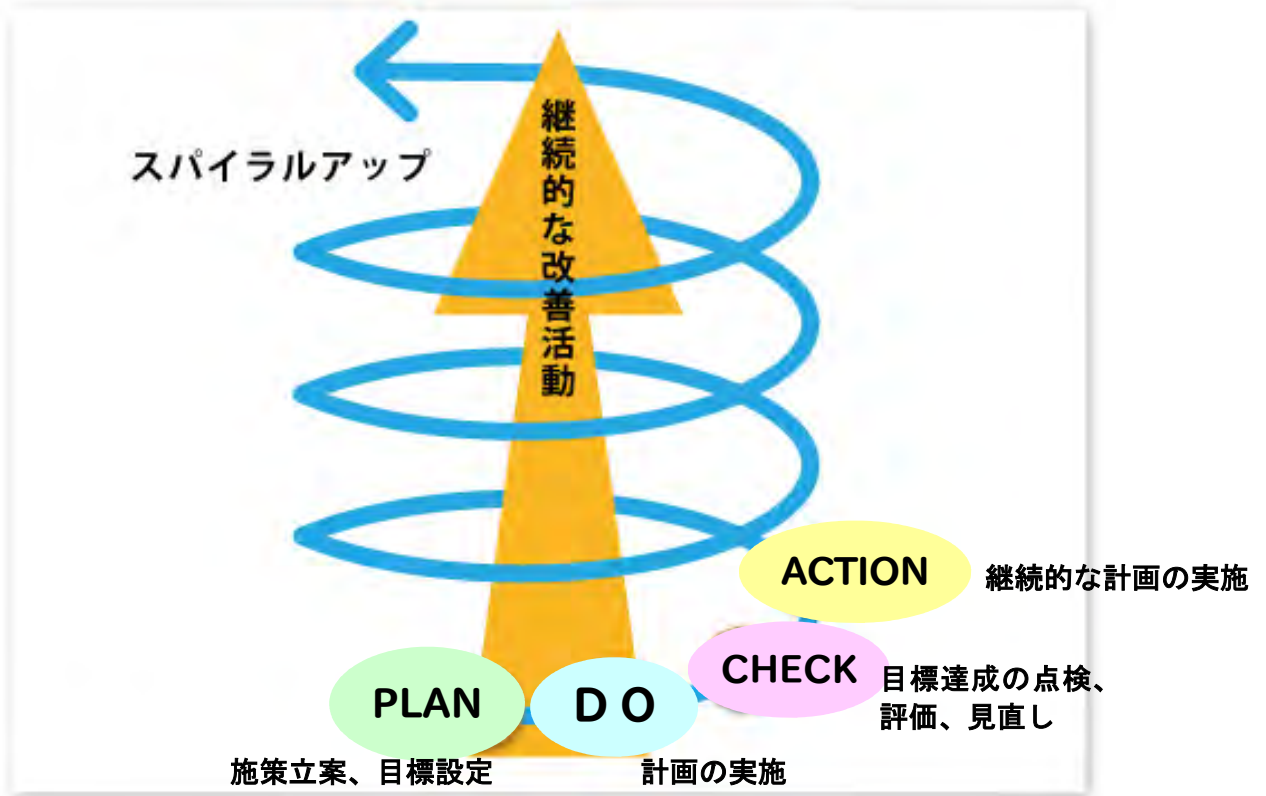
また、推計した温室効果ガス排出量と併せて、対策・施策の実施状況について市のホームページなどを通じて、市民に公表する他、必要に応じて地球温暖化対策地域協議会へ報告することにより、外部有識者の視点からも適切な評価を加えるものとします。

(4) 計画の管理と改善

本計画の進行管理には、環境マネジメントシステムにおける PDCA サイクルと

スパイラルアップの手法を用います。PDCA サイクルは、計画(Plan)を実行(Do)し、実行した結果を評価(Check)して、改善(Action)に結びつけるという一連の作業を定期的を実施することで、継続的な計画の推進を目指します。

プロジェクト推進に向けた施策を PDCA サイクル及びスパイラルアップにより継続的に運用することで、本計画の実現、市域への波及を推進します。



企画・立案【PLAN】

計画の重点施策実施に向けた全体及び年度単位でのスケジュールや施策、目標等を設定します。

- ・重点施策実施に向けた全体スケジュールの設定
- ・各施策の年度毎の施策・目標設定
- ・見直し時の評価項目設定

事業の実施【DO】

- ・年度毎の計画に基づき、各施策を実施します。
- ・各施策の実施

評価【CHECK】

設定した見直し時の評価項目に基づき、全体及び年度単位の施策実施状況や工程について点検・評価します。

- ・施策実施状況の点検
- ・目標達成状況の確認

見直し・検証【ACTION】

年度毎の計画実施状況の点検・評価に基づき、施策実施に向けた計画の適宜見直しを図ります。

- ・全体スケジュールの見直し
- ・各プロジェクトの年度毎の施策・目標見直し
- ・新たな取組の設定

②計画の見直し

本計画は、本市の地球温暖化対策として中期的な温室効果ガス削減レベルについて言及していますが、今後の温室効果ガス排出推移、計画の進捗状況、省エネルギーや新エネルギーの技術革新等に伴い計画そのものの合理性が失われることも予測されます。従って、本計画は適宜見直すものとします。

また、長期目標年度に向かつては、本計画の達成具合を検討し、新たな計画を策定することが望まれます。